

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号600-8652

信託業務の兼営認可取得について

～ 10月から京都銀行本体で信託業務の取り扱いを開始します ～

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、本日（平成30年6月25日（月））、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づき、信託業務の兼営認可を取得しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、これまで信託代理店として個人向けの信託関連サービスを提供してまいりましたが、さらなる相続ニーズの高まりやお客さまの要望等を踏まえ、平成30年10月（予定）からは、自行商品として相続・資産承継関連の信託業務の取り扱いを開始いたします。

京都銀行グループでは、昨年5月に京銀証券株式会社の営業を開始し、当行窓口で同社の金融商品を販売しております。今後は、金融商品仲介に加え、銀行本体で信託業務を取り扱うことにより、ワンストップで銀行・証券・信託の金融サービスを提供し、お客さまの利便性向上に努めてまいります。

記

1. 取扱業務

取扱業務	内容
遺言代用信託 （金銭信託）	お客さまから信託されたご資金を相続発生時に簡便なお手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまに、指定された方法でお支払いする金銭信託の商品です。
遺言信託	お客さまの円満かつ円滑な相続を実現することなどを目的として、遺言書の作成サポート、保管、遺言の執行まで一貫して京都銀行が行う商品です。
遺産整理業務	相続手続きにおいて、多忙で時間に余裕のないお客さまなどに代わって、京都銀行が煩雑な手続きを代行させていただく業務です。

2. 取扱店舗

全営業店（ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く）

3. 取扱開始時期

平成30年10月 予定

※具体的な取扱開始日が決定次第お知らせいたします。

以上